

平成30年度第1回相馬市地域包括ケア推進会議次第

日 時 平成30年7月25日(水)

午後1時30分

場 所 正庁(市役所3階)

◎委嘱状交付式

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 題

(1) 平成29年度の事業実績について

(2) 平成30年度の取り組みについて

(3) その他

4. その他

5. 閉 会

相馬市地域包括ケア推進会議(平成29年3月～平成31年10月)

委員区分	委員名	推薦依頼団体等	対象区分	詳細区分	備考
第1号委員	渡邊 孝喜	相馬市区長会	地域代表		平成30年7月25日就任
第1号委員	建藤 洋悦	相馬市民生児童委員協議会	地域代表		副会長
第1号委員	伊東 通夫	相馬市老人クラブ連合会	地域代表		
第2号委員	船橋 裕司	相馬郡医師会相馬支部	保健・医療関係者		
第2号委員	阿部 裕哉	相馬市歯科医師会	保健・医療関係者		
第2号委員	只野 則彦	相馬市薬剤師会	保健・医療関係者		
第3号委員	只野 裕一	相馬市社会福祉協議会	高齢者福祉関係機関		会長
第3号委員	佐々木 祐子	相馬市地域包括支援センター	高齢者福祉関係機関		平成29年12月20日就任
第4号委員	津田 登喜子	相馬方部介護保険事業者連絡会	介護保険サービス事業者	居宅介護支援事業者	
第4号委員	青田 しのぶ	相馬方部介護保険事業者連絡会	介護保険サービス事業者	施設サービス事業者	
第4号委員	梶 由美子	相馬方部介護保険事業者連絡会	介護保険サービス事業者	居宅サービス事業者	
第5号委員	蛭原 昌子	公募	被保険者代表	第2号被保険者	
第5号委員	桑折 和子	公募	被保険者代表	第1号被保険者	
第6号委員	今野 大	相馬市社会福祉協議会	市長が認める者		
第6号委員	原 史朗	相馬市保健福祉部長	市長が認める者		

相馬市地域包括ケア推進会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、高齢者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉等の関係者が協議、連携し地域の課題解決に向けた取組みを推進するとともに、相馬市介護保険事業計画及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定に基づく相馬市高齢者福祉計画を策定するため、相馬市地域包括ケア推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 高齢者の個別支援に係る困難事例について協議するとともに、地域課題を発見し、課題解決に向けた取組みについて検討すること。
- (2) 在宅医療と介護の連携について協議し、課題解決に向けた取組みについて検討すること。
- (3) 高齢者の地域における自立した日常生活の支援、介護予防等について協議し、課題解決に向けた取組みについて検討すること。
- (4) 認知症高齢者の支援等について協議し、課題解決に向けた取組みについて検討すること。
- (5) 相馬市介護保険事業計画及び相馬市高齢者福祉計画の策定に関して協議すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域包括ケアに関して特に必要と認められること。

(組織)

第3条 会議は、委員15名以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し構成する。

- (1) 地域住民の代表
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 高齢者福祉関係機関
- (4) 介護保険サービス事業者
- (5) 介護保険被保険者の代表
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、任期中に委員が前条第2項第1号から第5号に掲げる者に該当しなくなったときは、委員の職を失うものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 会議は、第2条第1号から第4号までに掲げる事項について専門的な研究及び検討をするため、それぞれ専門部会を置くことができる。

2 前項の場合において、会議は、別表上覧に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる会議等に専門部会の機能を委託することができる。

3 前項の規定による委託を受けた会議等は、委託された内容について協議、検討した経過等について、会長に報告しなければならない。

(報償金)

第8条 会議の委員には、予算の範囲内で報償金を支給する。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、保健福祉部健康福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、初めて委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年10月31日までとする。

(相馬市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱等の廃止)

3 次に掲げる要綱は廃止する。

(1) 相馬市介護保険事業計画等策定委員会設置要綱（平成11年告示第2号）

(2) 相馬市介護保険事業計画等策定調整会議設置要綱（平成11年告示第3号）

別表（第7条関係）

区分	会議等
第2条第1号	介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項第3号で規定する事業で実施する会議等
第2条第2号	法第115条の45第2項第4号で規定する事業で実施する会議等
第2条第3号	法第115条の45第2項第5号で規定する事業で実施する会議等
第2条第4号	法第115条の45第2項第6号で規定する事業で実施する会議等

相馬市地域包括ケア推進会議の構成

地域包括ケア推進会議(代表者レベル)

- ①個別課題解決機能
- ②ネットワーク構築機能
- ③地域課題発見機能
- ④地域づくり・資源開発の検討
- ⑤政策形成機能

→(従来の計画策定委員会の機能)



協議検討を依頼

報告

専門部会としての機能を委託

(実務者レベル)



包括支援センター事業
個別ケア会議
事務局:包括支援センター

生活支援体制整備事業
協議体
事務局:生活支援コーディネーター

認知症総合支援事業
認知症ネットワーク会議
事務局:認知症地域支援推進員

在宅医療介護連携推進事業
在宅医療介護連携推進会議
事務局:市

- ①個別課題解決機能
- ②ネットワーク構築機能

- ②ネットワーク構築機能
- ③地域課題発見機能
- ④地域づくり・資源開発の検討

- ②ネットワーク構築機能
- ③地域課題発見機能

- ②ネットワーク構築機能
- ③地域課題発見機能

平成30年度相馬市地域包括ケア推進会議実施計画

◎平成30年度相馬市地域包括ケア推進会議での主な検討事項

- (1) 地域課題から見える相馬市に必要な高齢者支援の仕組みを検討する。
- (2) 各部会における個別課題の解決に向けた取り組みを検討する。
- (3) 地域包括ケアシステムの構築・深化に向けた検討。
- (4) 第7期相馬市高齢者福祉計画・第7期相馬市介護保険事業計画の進捗管理

開催月	会議の内容	各部会の開催予定		
		地域個別ケア委員会	支え合いづくりを考える委員会	認知症地域ケア委員会
4月				
5月			第1回	第1回
6月				
7月	第1回 1. 平成29年度事業実績について 2. 平成30年度の取り組みについて 3. 平成30年度の検討事項について	第1回	第2回	第2回
8月				
9月		第2回	第3回	第3回
10月				
11月			第4回	第4回
12月	第2回	第3回		
1月			第5回	第5回
2月				
3月	第3回	第4回	第6回	第6回

非課税高齢者世帯向けエアコン設置助成

○エアコン購入費用助成の目的

近年、全国的に熱中症による健康被害が数多く報告されて、また、市内においても高齢者が熱中症により救急搬送されている。

このことを踏まえ、特に高齢者に対して緊急の熱中症対策が必要であることから、高齢者のいる市民税非課税世帯のうち、冷房器具の持ち合わせがない世帯に対し、冷房器具（ルームエアコン）の購入に必要な費用の一部を助成するもの。

○助成内容

- ・対象者：以下の全ての要件を満たす世帯に属する者
 - (1) 65歳以上の高齢者がいる世帯
 - (2) 市民税非課税世帯
 - (3) 現在、世帯の居住する居宅にエアコンが未設置の世帯
 - (4) 市税を滞納していない世帯
- ・助成対象：冷房器具（ルームエアコン）本体、設置に要する費用
- ・助成額：1世帯当り、設置費用の70%（助成上限：35,000円）

○助成開始日

- ・平成30年7月1日以降購入したものを対象とする。

○財 源

- ・全額一般財源（ふるさと振興基金から充当）

○周知方法

- ・対象世帯への周知文書の送付
- ・各区長、民生委員・児童委員、市内電器店への周知文書の送付
- ・7/15 広報と同時に行政区各班での回覧
- ・8/1号広報そうまへ記事掲載

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。

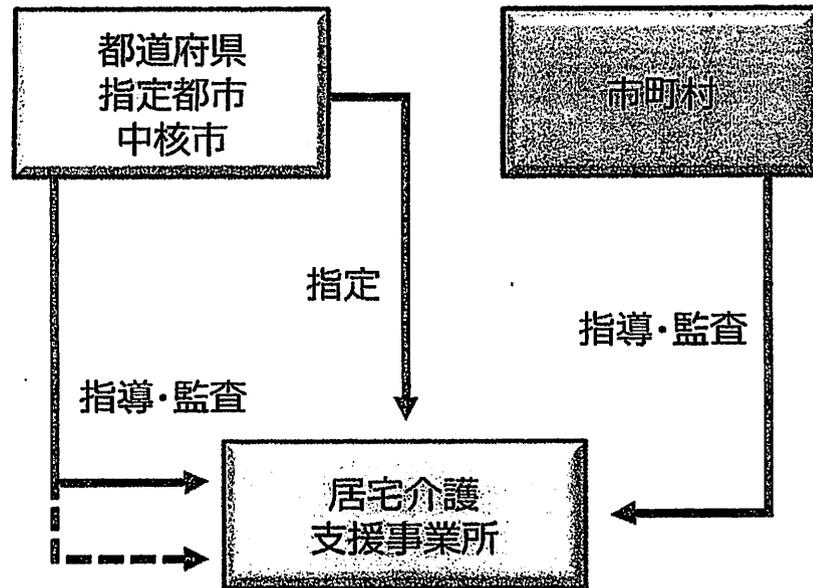
※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

居宅介護支援事業所の指定権限の委譲について

【平成26年改正時に対応】

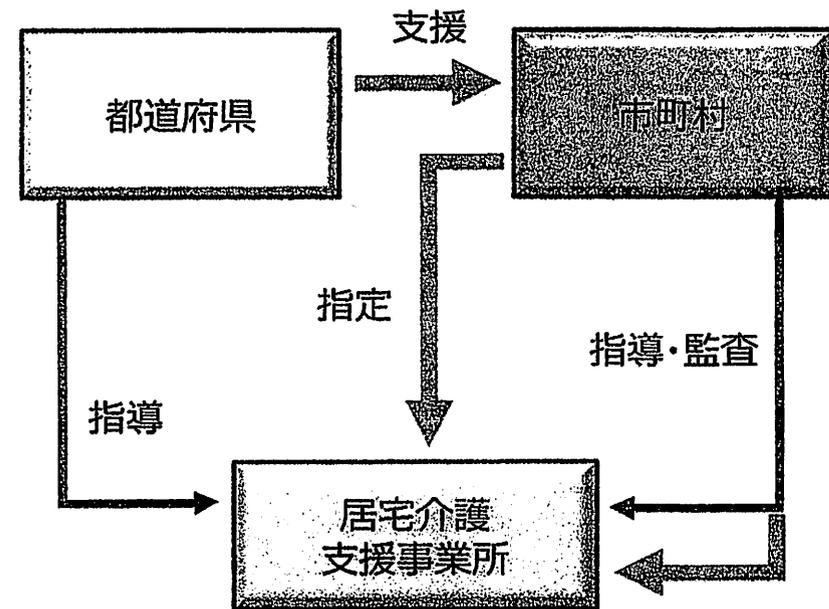
○居宅介護支援事業者の指定権限について都道府県から市町村に移譲する（平成30年4月施行）
※大都市等の特例により、指定都市および中核市については、既に指定権限が委譲されている。

<現行>



勧告、命令、
指定の取り消し、
指定の効力停止

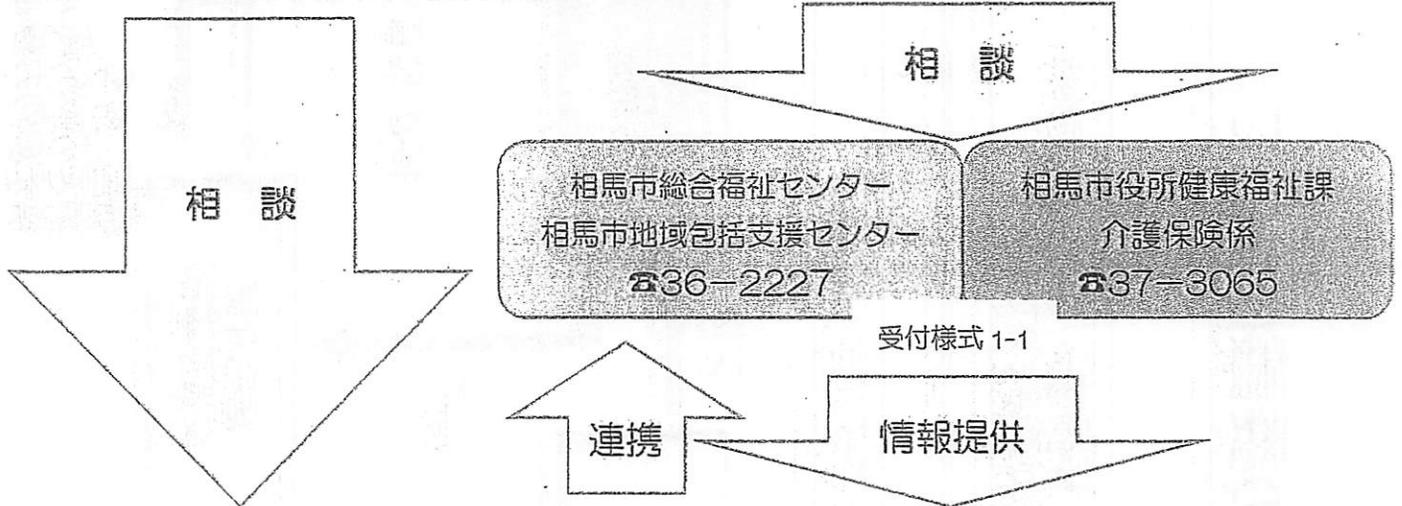
<平成30年4月以降>



勧告、命令、
指定の取り消し、
指定の効力停止

認知症初期集中支援チームのフローチャート

支援対象者認知症（疑いを含む）の方・その家族・地域住民・関係機関



相馬市認知症初期集中支援チーム事務局 ☎36-5033

受付様式 1-1

スクリーニング実施

依頼

提案

地域包括支援
センターとの連携
社会資源提案等
地域ケア会議等
による支援

認知症初期集中支援チーム

情報把握・初回訪問

チーム員会議（アセスメント内容の総合チェック）

初期集中支援の実施 6ヶ月以内
随時のチーム員会議

チーム員会議（目的達成）

医療・介護機関へ
の引き継ぎ連携

モニタリング（原則 2ヶ月毎）

基本情報

アセスメント様式 2-0

・DASC 2-0

・認知症行動障害尺度

・介護負担尺度

・身体チェック票

・チーム活動報告書 3-0

（サービス担当者会議）

・引継・終了連絡票 4-0

・モニタリング記録票

【専門部会の活動について】

I. 地域個別ケア委員会

1. 平成29年度事業実績

- (1) 委員会の開催：開催回数 4回
- (2) 困難事例を検証し地域課題を見出し、課題解決へ向けた取り組みについて、提言を行った。

2. 平成30年度事業内容

- (1) 委員会の開催：開催予定 4回
- (2) 個別ケースを検証し地域課題の把握と課題解決に向けた取り組みを検討する。
- (3) 地域課題の把握と、「地域支え合いづくりを考える会」と連携し情報の共有を行う。

II. 地域支え合いづくりを考える委員会

1. 平成29年度事業実績

- (1) 委員会の開催：開催回数 6回
- (2) 地域座談会等での地域課題と地域の担い手の把握。
- (3) 住民が抱える生活課題に関するアンケート調査の実施。
- (4) 地域課題を検証し、課題解決に向けた提言を行った。

2. 平成30年度事業内容

- (1) 委員会の開催：開催予定 6回
- (2) 地域課題と地域の担い手の把握、情報の共有化。
- (3) 課題解決に向けた取り組みや仕組みについて検討する。
- (4) 「地域個別ケア委員会」と連携し情報の共有を行う。

III 認知症地域ケア委員会

1. 平成29年度事業実績

- (1) 委員会の開催：開催回数 6回
- (2) 認知症初期集中支援チーム設置に係る検討：平成30年4月設置
- (3) 認知症初期集中支援チーム設置の説明会
- (4) 相馬市地域包括ケア推進会議へ中間報告及び提言：平成29年12月
- (5) 新オレンジプランの推進

2. 平成30年度事業内容

- (1) 委員会の開催：開催予定 6回
- (2) 認知症初期集中支援チームの運営
- (3) 市内医療機関・薬局との連携・協力依頼の働きかけ
- (4) 認知症対応薬局の整備
- (5) 認知症ケアパスダイジェスト版の作成
- (6) 若年性認知症対策の取り組み
- (7) 新オレンジプランの推進

1 支え合いづくりを考える委員会

(1) いくつになっても地域で活躍し続けることができる場の確保

【課題1】定年を迎え、体力も時間的な余裕もできた住民が社会で活躍できる場が少ない。特に男性が活躍できる場が少なく、自宅に閉じこもりがちの高齢者が多い。

【提言】年齢を重ねても自分の経験やスキルを地域で活かし続けることができる場を作る。

【活動案】①高齢者が無理なく手伝いのできる関係づくりの仕組みを検討していきたい。
②地域づくりの担い手として若い世代や子ども、障がいを持つ人も含め、共に支え台える仕組みを作りたい。
③「骨太けんこう体操」を住民主体で継続し、地域のリーダー育成を目的としたリーダー相互の連携を図る研修会を実施したい。

(2) 地域住民の集いの場の確保

【課題2】一人暮らし高齢者世帯が増加している中、今後の生活に漠然とした不安を抱えている人が増加している。また、近所付き合いの希薄化や近所まで離れている等、人とのつながりに難しさを感じている高齢者も多く、元気なうちから地域との繋がりをもちたいとの意見もある。

【提言】住民が歩いて行ける距離で、気軽に誰でも立ち寄れる集いの場の立上げ支援をする。

【活動案】①担い手となる人の育成や支援体制を整える。
②社会性がある活動に参加することが、健康寿命を延ばすポイントであることを広く住民に周知する取り組みを行う。

2 地域個別ケア委員会

【課題】今まで第一線で活躍してきた人が高齢となり一人暮らしとなった時、寂しさや生活の不安を軽減できる他者との交流の場がない。今まで培ってきた経験や技術を生かして活躍できる場がない。

【提言】①高齢者の社会参加は生活に対する意欲を高め生きがいに繋がり、結果的に要介護状態となることへの予防効果も得られる。社会へ貢献している実感が得られる活動ができる体制の整備が必要と考える。
②退職後に地域へ入ったり、新たな人とのつながりを作ることに抵抗感を感じる高齢者も多いと考える。自ら出向くサロン等以外にも、じっくり話ができる人や団体の存在が必要と考える。

【活動案】社会性のない人の孤立死・孤独死・自死を防ぐ仕組みとして、社会資源の有効活用を検討する。

3 認知症地域ケア委員会

【課題】ご家族が認知症かも？と気づいても相談先が分からずに発見が遅れ重症化している。また、認知症の人への接し方が分からず、認知症の人のご家族も不安や悩みを抱えている。

【提言】認知症は、早期発見・早期治療が重要であること、多くの市民が認知症への理解を深めることで地域で支えることができること、認知症の人の介護者への支援が必要であると考えます。

【活動案】①認知症を正しく理解するための普及啓発
・普及啓発の広報
・簡易版ケアパスの作成
・認知症サポーター養成講座の普及啓発及び開催
②認知症の人や家族等への支援（認知症カフェの運営）
③認知症初期集中支援チームの実施（平成30年度から実施予定）
④「物忘れ」の相談、医療機関との連携・協力の働き掛け
⑤若年性認知症の人の社会参加の支援

平成30年度第1回 南相馬市地域包括ケアシステム推進会議

次 第

日 時：平成30年6月5日（火）

18：30～

場 所：南相馬市役所東庁舎2階第一会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

【 報 告 事 項 】

- (1) 委員及び職員の紹介について
- (2) 地域包括ケアシステム推進会議の趣旨及び取組実績について
- (3) 各委員所属団体の活動状況について

資料1

【 協 議 事 項 】

- (1) 平成30年度地域包括ケアシステム推進会議の取組について
- (2) 認知症初期集中支援チームの活動について
- (3) その他

資料2

資料3

4 そ の 他

5 閉 会

南相馬市地域包括ケアシステム推進会議 委員名簿

委嘱期間：H30. 6. 5～H33. 3. 31

番号	構成団体等名	氏名	備考
1	相馬人権擁護委員協議会	邊見 直子	
2	原町方部介護支援専門員連絡協議会	小野田久美子	
3	相馬郡医師会南相馬支部	小泉 祐功	
4	相馬歯科医師会	熊耳 隆洋	
5	福島県理学療法士会相双支部	三浦 義雄	
6	福島県看護協会相双支部	岡田 千津	
7	南相馬市社会福祉協議会	佐藤 清彦	
8	南相馬市民生児童委員連絡協議会	横山 誠	
9	認知症の人と家族の会福島県支部相双地区会	門馬万里子	
10	南相馬市薬剤師会	但野 一博	
11	福島県作業療法士会相双支部	矢吹 雄基	
12	介護サービス施設・事業所	菅原 武	
13	南相馬市立総合病院 地域医療連携担当	岡田 千津	
14	鹿島厚生病院 地域医療連携担当	米倉 優子	
15	大町病院 地域医療連携担当	鈴木真裕実	
16	福島県言語聴覚士会相双地区	熊谷 大	
17	南相馬市区長連絡協議会	加藤 栄伸	
18	原町東地域包括支援センター	川村裕佳里	
19	南相馬市健康福祉部理事	牛来 学	
20	南相馬市健康福祉部長	羽山 時夫	

オブザーバー

所属・職	氏名	備考
相双保健福祉事務所 健康福祉部保健福祉課 専門社会福祉主事	関根 重樹	

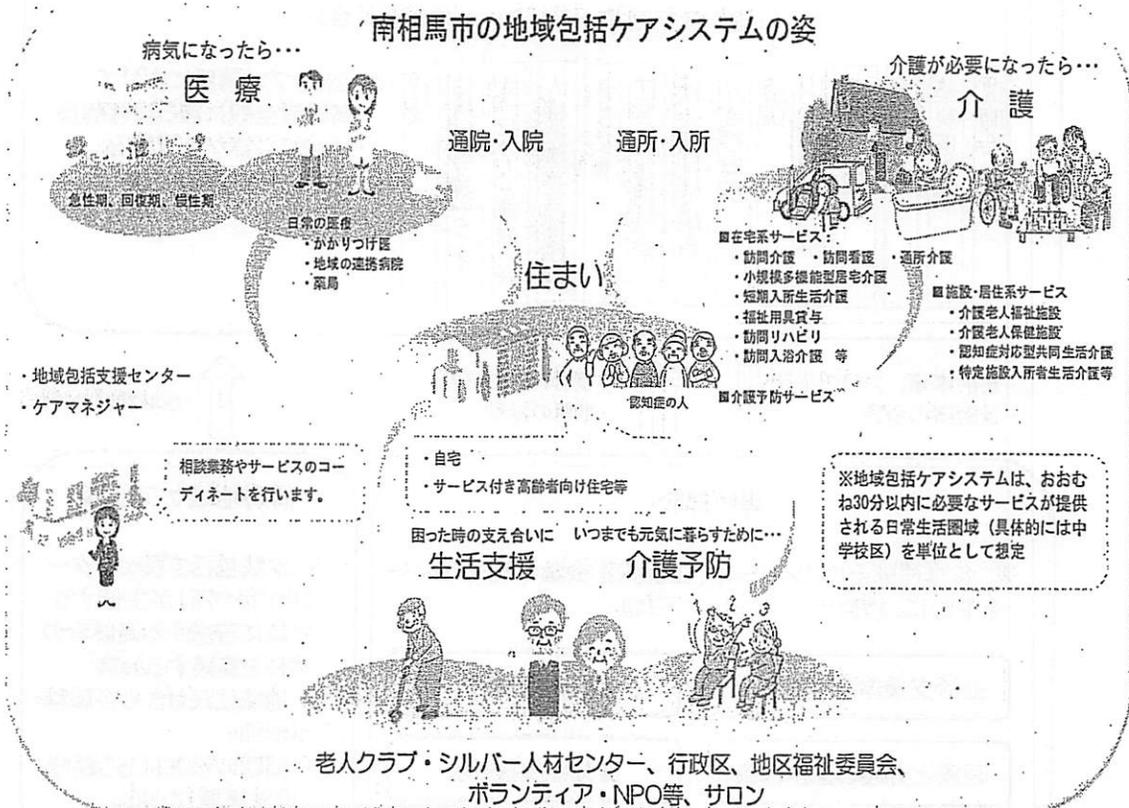
事務局

所属・職	氏名	備考
健康福祉部次長兼長寿福祉課長	山田 祐子	
健康福祉部健康づくり課長	末永 実	
健康福祉部長寿福祉課長補佐兼介護保険係長	木幡ゆかり	
健康福祉部長寿福祉課地域包括ケアシステム推進係長	波多野秀典	
健康福祉部長寿福祉課地域包括ケアシステム推進係介護予防担当係長	嶋原ひとみ	
健康福祉部長寿福祉課長寿福祉係長	矢吹 喜彦	
健康福祉部長寿福祉課地域包括ケアシステム推進係主任保健師	大樂 千春	
健康福祉部長寿福祉課地域包括ケアシステム推進係主任作業療法士	伊賀裕貴子	
健康福祉部長寿福祉課地域包括ケアシステム推進係副主査	松浦 貴昭	
健康福祉部長寿福祉課地域包括ケアシステム推進係主事	黒田 茂	
南相馬市地域包括支援センター管理者	星 直子	

南相馬市地域包括ケアシステム推進会議の趣旨及び 取組実績について

1 地域包括ケアシステム推進会議設置の背景

厚生労働省では、いわゆる“団塊の世代（S22～S24 生の方々）”が75歳以上の後期高齢者となる平成37年（2025年）を目途に、例え要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいを一体的に提供する“地域包括ケアシステム”の構築を求めている。



【南相馬市高齢者総合計画から抜粋】

この“地域包括ケアシステム”の実現に向けては、特に、地域の特性を生かしながら、①生活支援体制の整備、②医療・介護の連携強化、③介護予防事業の効果的な取り組みの推進、④認知症施策の推進、⑤包括ケア推進会議の設置が重要であるとされている。

この、包括ケア推進会議とは・・・

「介護支援専門員、保健医療・福祉に関する専門的知識を有する者や民生委員その他により構成される会議」



本市においては、

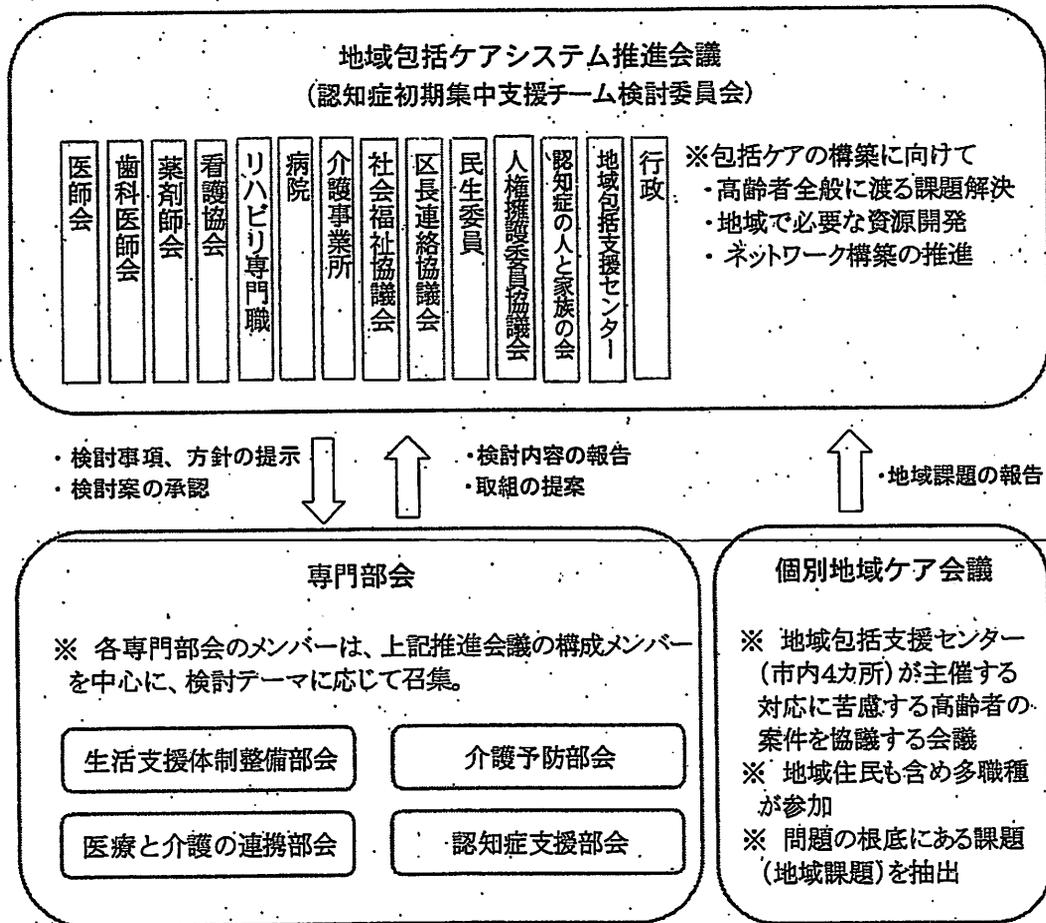
2 南相馬市地域包括ケアシステム推進会議の設置

平成27年8月に「南相馬市地域包括ケアシステム推進会議」を設置

- ※役割：・高齢者全般に渡る課題の解決
 ・地域住民などのインフォーマル活動の開発
 ・これまで以上のネットワーク構築の推進

平成28年度からは、より具体的な協議を行うため4つの専門部会を設置

「南相馬市地域包括ケアシステム推進会議」の取組イメージ図



【南相馬市高齢者総合計画から抜粋】

○会議開催回数

H27年度：全体会6回 H28年度：全体会3回(各部会3回)

H29年度：全体会2回 委員視察研修「第18回介護保険推進全国サミット」
 (場所：岩沼市 出席者：委員4名、事務局3名)

- ・生活支援体制整備部会 5回
- ・医療と介護の連携部会 2回
- ・介護予防部会 6回
- ・認知症支援部会 4回(研修会1回)

3 主な検討・取組事項

(1) 生活支援体制整備部会関係

① 国が示す生活支援体制整備事業への取組

⇒ 太田地区福祉委員会等と協議

※生活支援体制整備事業：(平成30年4月～)

専門的な事業者等のみでなく、地域住民、地縁団体等を含めた多様な主体が、高齢者の生活支援・介護予防の取組を推進するため、以下を配置、設置する事業

(1) 地域支え合い推進員を！(市全域版・日常生活圏域版)

(2) 協議する場(協議体)を！(市全域版・日常生活圏域版)

② 助け合い(包括ケア)の普及啓発

説明資料作成し、講演会、出前講座の実施

⇒ 地区福祉委員会、地区老人クラブ、南相馬市社会福祉協議会職員等

③ 高齢者生活支援ガイドブックの作成及び高齢者世帯への配布

④ 各種課題への対応策検討

○権利擁護の推進

・南相馬市成年後見制度利用支援事業実施規則の制定

→ 成年後見人等への報酬費用にかかる助成を創設

→ 市長が行う申立て(審判請求)要件の緩和

(親族による申立て等の有無の確認を4親等内から2親等内へ)

○外出支援の充実

・原町区及び鹿島区における「定額タクシー」事業(みなタク)の創設

○仮設住宅入居高齢者の円滑な退去

・仮設住宅担当部署、関係部署による支援策検討のケース会議の実施

⑤ その他

・介護予防・日常生活支援総合事業移行にかかる事業所訪問の検討

・ボランティアポイントの検討

(2) 医療と介護の連携部会関係

① 病院とケアマネジャー間の退院調整ルールについて

○当時、県が進めていた相双圏域のルール策定において、内容を議論し、県に対して意見書を提出

○ルール開始後は各機関の運用状況、問題点等を意見交換

② 包括ケアにかかる薬局の活用

○適切な服薬、残薬管理に向けた在宅訪問の推進

⇒「(相馬薬剤師会)在宅訪問対応薬局一覧」を作成し、介護支援専門員研修会で、薬局への相談方法等を説明

○国が示す「患者のための薬局ビジョン」の把握

③ 情報連携ツール「キビタン健康ネット」等の情報共有

④ 在宅医療(往診)及び訪問看護の現状把握(アンケートの実施)

(3) 介護予防部会関係

① 介護予防の普及・啓発について

○地域の中で介護予防活動を推進していくために、南相馬市として「いきいき80（はちまる）運動」（目指せ！健康寿命80歳代）を展開する方向で、その普及内容と方法を検討。普及内容として、運動、口腔・栄養、生きがい・社会参加についてチラシを作成し、65歳介護保険証送付時に同封し周知予定。

(4) 認知症支援部会関係

① 認知症の人を支える社会資源の整理シート作成

○認知症ケアパス作成に向けての情報整理

- ・認知症地域支援推進員の役割確認→認知症地域支援推進員会議の開催
- ・認知症ケアパス作成

② 認知症の普及・啓発について

○認知症に関する地域課題を抽出。

- ・認知症に関する正しい理解、認知の早期発見、認知症高齢者の見守り体制について検討

○認知症に関する正しい理解、認知の早期発見のために

- ・認知症フォーラム開催（H28年度）
- ・広報みなみそうま掲載 認知症の人と家族の会事業、世界アルツハイマーデーに合わせて啓発活動（9月）
- ・H29年度 普及・啓発のテーマ「あれっ？と思ったら声に出そう！」
- ・認知症サポーター養成講座の拡充 キャラバンメイトを増やす
- ・認知症の講話「あれっ？と思ったら声に出そう！」を健康づくり課と協働でH30年度より実施予定。使用チラシを作成。

③ 認知症高齢者の見守りについて

○講演会の実施

- ・H29年度 支援者向け講演会
「認知症になっても～地域で暮らし続ける為に～私たちが出来ること」
- ・H30年度 市民向け講演会 予定

「生活支援体制整備部会」の協議状況について（報告）

1 部会開催日

5月29日、6月29日、7月26日、9月19日の計4回開催

2 主な協議内容

(1) 国が示す生活支援体制整備事業の取組について

※生活支援体制整備事業：（平成30年4月～）

専門的な事業者等のみでなく、地域住民、地縁団体等を含めた多様な主体が、生活支援・介護予防の取組を推進するため、以下を配置、設置する事業

(1) 地域支え合い推進員を！（市全域版・日常生活圏域版）

(2) 協議する場（協議体）を！（市全域版・日常生活圏域版）

★協議事項：日常生活圏域版の協議する場、取組について

【部会としての考え】：

- ・住民レベルでのちょっとした助け合いが少しでも広がれば・・・
- ・すでに開かれている住民の話し合いの場（既存組織）に関わり、支援していくことが効果的・効率的。
- ・そこから、徐々に同地区の他団体との連携も広がっていくのでは・・・



- ・地区福祉委員会、地区老人クラブ等、助け合い活動に意欲のある組織を協議する場として関わり支援しよう



- ・次年度に向けて、まず、太田地区福祉委員会をモデル地区としよう。
（まず助け合いについての座談会（グループワーク）を開催したい。）
（部会員もそこに関わっていく。）



- ・現在、太田地区福祉委員会と座談会の開催に向けて協議中
（協議資料は、資料1-(1)-②のとおり）

(2) 生活支援にかかる地域資源リストの更新について

- ・昨年、本部会で作成したリストであり、行政や地域包括支援センター窓口での市民対応に役立っていることから適宜更新。

(3) 個別地域ケア会議から抽出された地域課題の検討について

- ・権利擁護、外出支援、仮設住宅入居者の退去にかかる案件について協議
⇒（資料2-(2)参照）

太田地区福祉委員会様への説明内容について

1 今、国・県が市町村へ指示していること

お一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加する中、生活支援の必要性が増加しているので、専門的な事業者等のみでなく、地域住民、地縁団体等を含めた多様な主体が、生活支援・介護予防の取組を推進するよう市町村は努めること。

**具体的にいうと**

- (1) 地域支え合い推進員を！ (市全域版・日常生活圏域版)
 (2) 協議する場を！ (市全域版・日常生活圏域版) つくること！

(1) 及び (2) って何をするの？

- ① 地域で求められている高齢者への支援、助け合いは何か、課題は何かをあぶり出すこと
 - ② 既に取り組んでいる高齢者への支援、助け合いを、他組織も含めた関係者間で情報共有、連携していくこと
 - ③ 身近な、ちょっとしたことも含めた助け合いを広げていくこと
- ※ 地域支え合い推進員は、これらを引っ張っていく人 (複数可)

2 南相馬市の取組状況、今後の方針

市全域版の地域支え合い推進員、協議する場は、枠組みを作成済み。

**今後の取組として残っているもの**

日常生活圏域版の地域支え合い推進員、協議する場をつくらなければならない。

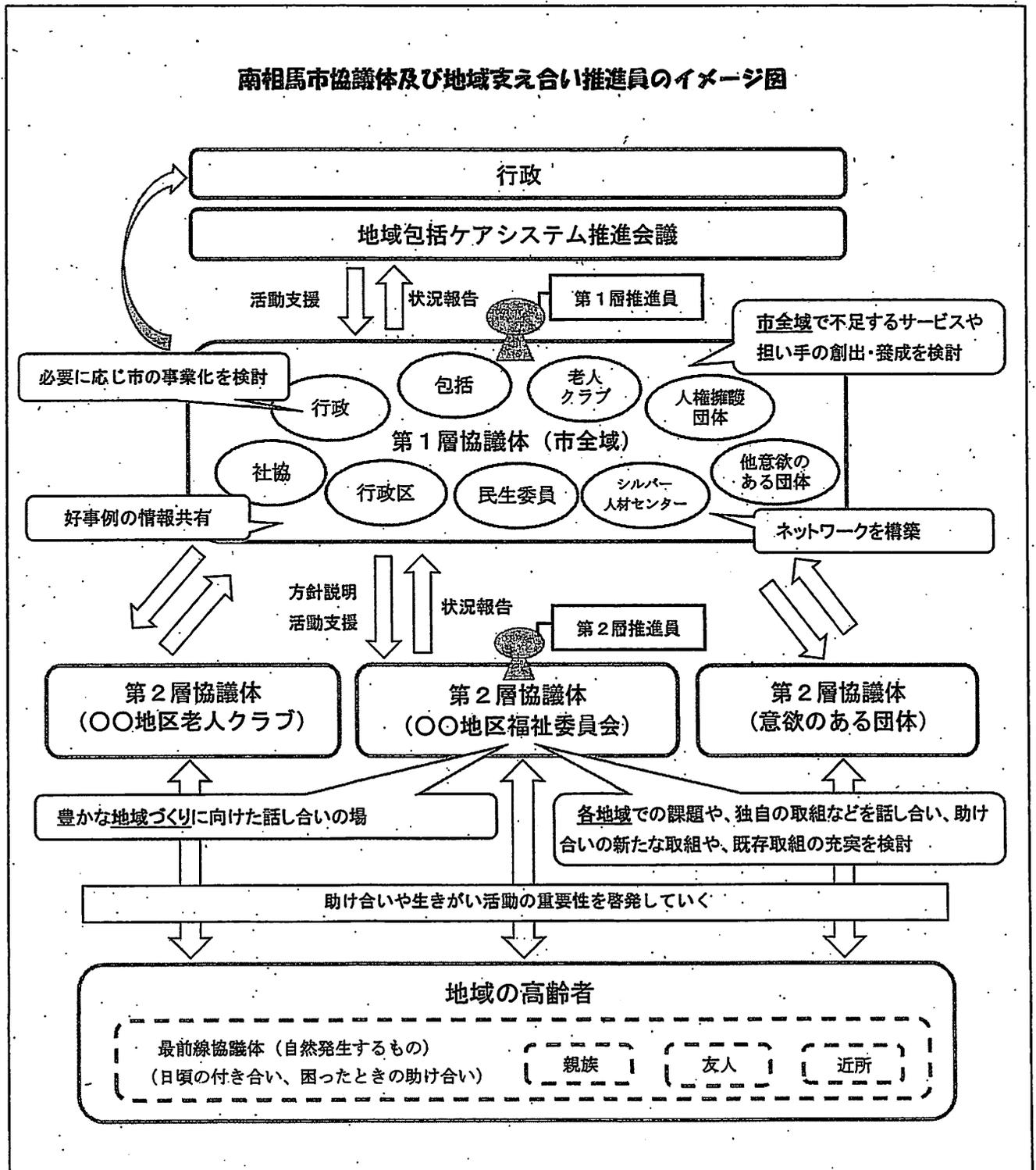
**市の方針は・・・**

- 既に同じような取組をしている地区福祉委員会様などの団体さんを、位置付けしていきたい。
- 具体的には、まず助け合いについての座談会を開催したい。
(参加者を何グループかに分けて、そこで話し合ってもらおう。)
- 例) ・ 地区に既にある、助け合い、気にかけてつながっている取組 (お宝) は？
 - ・ 自分たちの活動の問題点、さらに効果的なものにしていくには？
 - ・ 活動を充実させるため、研修会・視察などを企画する。
 - ・ 地域の高齢者が生活上困っていることは？
 - ⇒ 自分たちや地域で何か出来そうなことは？
 - ・ 地域を豊かにするため、助け合いの普及・啓発とは？
- その後の取組については、その座談会の内容を踏まえ協議していきたい。

3 留意点

- あくまで団体様への働きかけに力点を置き、強制はしない。
- 参加者の自主的な活動を推奨する。
- 助け合いに関する内容について、話し合いを持つ際の会議費用や、活動を充実させるため研修会の開催費用などは、必要に応じて、行政で負担することも可能とする。

4 助け合いの普及に向けた市のイメージ



「医療と介護の連携部会」の協議状況について（報告）

1 部会開催日

第1回：6月27日（火）

2 主な協議内容

(1) 病院とケアマネジャー間の退院調整ルールの運用状況について

- ・退院調整ルールの運用が開始され約3か月経過。
- ・各団体におけるルール開始後の状況、問題点等の意見をいただいた。

【主な意見】

①各団体の入退院調整時の連絡先、使用する書類様式の明確化により、明らかに担当者間で連携、協議がしやすくなった。

②問題点、課題として、

- ・一部の病院、事業所においてはまだルールが浸透していない。
- ・円滑な退院調整に向けては、暫定サービス利用が進むことが必要であり、介護事業所等関係者の理解が必要。
- ・ケアマネジャーは、利用者に対し入院時に「ケアマネの名刺」、「医療保険証」、「介護保険証」、「お薬手帳」を持参するよう周知徹底することになっているが、あまり徹底されていない。等



10月に、相双地区の病院、ケアマネジャー、地域包括支援センター、行政による運用評価会議が開催される。

(2) 包括ケアにかかる薬局との連携の在り方について

① 薬局では、現在、高齢者のケース会議へ適宜参加したり、地域に出向いて講話等を実施中

② 今後、薬局として包括ケアに積極的に関わっていく。

○適切な服薬、残薬管理に向けて、在宅訪問を推進していく。

⇒ 既に薬剤師会でアンケートを行い訪問可能薬局等一覧作成済み。
(今後、どの関係機関まで公表するか等検討)

○ケアマネジャー等、福祉関係者で、高齢者の服薬、残薬管理等で問題が生じている場合、とにかく、最寄りの薬局へ相談していく。

⇒ 薬局として対応を指導できるはず。

○お薬手帳について、医師やケアマネジャーと連携が取れるツールとして、使用できるようにバージョンアップ中。

○訪問看護事業所をはじめ、福祉関係者が薬局に求める内容を把握していきたい。

The following information is provided for your reference:

1. The first section of the document discusses the importance of maintaining accurate records.

2. The second section details the procedures for handling confidential information.

3. The third section outlines the requirements for data security and access control.

4. The fourth section describes the process for reporting and investigating incidents.

5. The fifth section provides information on the roles and responsibilities of staff members.

6. The sixth section discusses the importance of regular training and updates.

7. The seventh section outlines the process for reviewing and improving the system.

8. The eighth section provides information on the contact details for support and assistance.

9. The ninth section discusses the importance of staying up-to-date with industry trends.

10. The tenth section provides information on the latest software updates and patches.

「介護予防部会」の協議状況について（報告）

1 部会開催日

6月16日、7月21日、8月17日の計3回開催

2 主な協議内容

(1) 介護予防の普及・啓発について

地域の中で介護予防活動を推進していくために、平成28年度に話し合った内容「いきいき80運動」について、委員間のイメージの共有と意見交換及び普及するための具体的な内容と方法について協議（主にグループワーク）を行った。

【いきいき80（はちまる）運動】とは

生：生命、長生き、健康寿命、目標、役割
 活：活動的、目的、輝いている
 粋：人生を楽しむ、化粧、おしゃれ、あこがれ
 行：自ら行動

80（歳・代）：目指そう健康寿命
 運動とは：普及・啓発・キャンペーン

① 介護予防の普及・啓発について

- 何を：「いきいき80運動」のことばやイメージをPR・広告する
80歳で元気に生活している方を紹介する。
- 誰に：65歳以上の人、退職者をターゲットにする。広報は市民に。

② 具体的な内容について

- 運動：運動習慣の普及＝歩けるカラダに！
- 口腔・栄養：「おいしく食べる」こと
⇒しっかり噛む＝歯を残す・きれいにする
嚥下体操（南相馬市独自）、タンパク質・水分の取り方
- 生きがい・社会参加：趣味・いきがい、地域デビュー・地域活動のきっかけ
づくり、家庭での役割

③ 具体的な普及方法について

○言葉（ロゴ）と具体的な活動の両方を普及する

【拡散方法】

- ・チラシ作成（介護保険証送付時）
- ・広報（元気な80歳を紹介）
- ・ティッシュ配布
- ・講演会

【場所】

- ・医院・病院、歯科医院
- ・理容室、美容室
- ・温泉入浴室 など

○介護保険証の配布時期（65歳）に直接的に伝えられる事業の実施の検討

例えば…おとなの学校（仮称）

- *体育（運動）、理科（口腔・栄養）、社会（制度説明）、保健（健康）
道徳（生きがい・社会参加）など

④ 今後の予定について

具体的な活動内容を協議し、年次計画を作成し次年度以降の事業計画や高齢者総合計画に反映させていく予定。

(2) 地域づくりによる介護予防事業推進について

週一サロンの新規立ち上げ・活動支援を継続していく。週一サロン事業の拡充やその他の介護予防事業については今後協議予定。

「認知症支援部会」の協議状況について（報告）

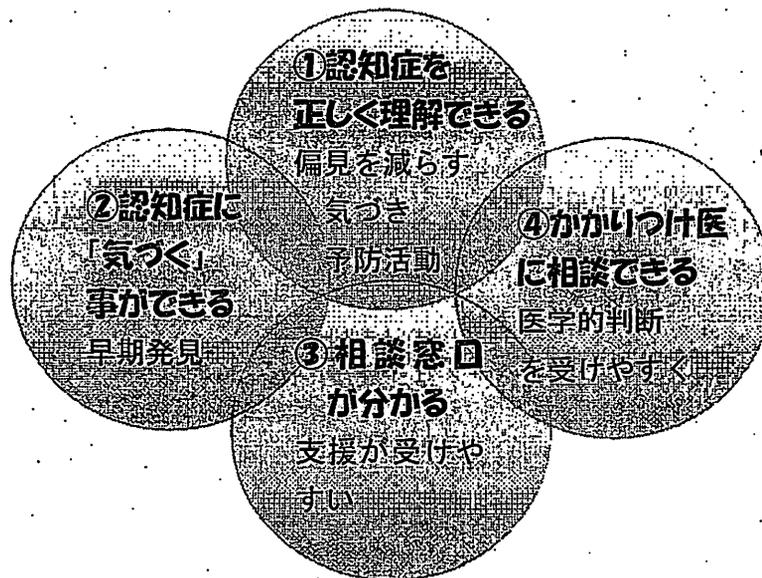
1 部会開催日

6月20日、8月22日の計2回開催

2 主な協議内容

(1) 南相馬市の認知症に関する普及・啓発について

平成28年度部会で協議した結果、南相馬市の認知症に関する普及・啓発する内容について以下のようにまとめた。



○平成29年度の普及・啓発のテーマ

「あれっ?と思ったら 声にだそう!」

○認知症を正しく理解し、認知症に気づくこと（や対応）ができるために段階的に伝える⇒まずは「関心・興味」を持ってもらう

・「認知症サポーター養成講座（オレヅリング）」 90分講座【継続】

・「認知症の講話」 30～60分講座【H30～】

*「あれっ!と思ったら声にだそう!」 早期発見、早期支援につながる活動

・広報活動・・・広報みなみそうま9月1日号に掲載【継続】

○相談できるひと・ところ（場所・部署）をわかりやすくする（相談の充実）

・主治医にも相談できる体制を整える【H29～】

*医師会との協議・調整を行う

・「もの忘れ相談」窓口の設置（市役所）【H30～】

・認知症初期集中支援事業の周知徹底を図る

・認知症地域支援推進員の活動の推進【H29～】

* 認知症地域支援推進員会議の実施 資料

⇒推進員の役割の確認（地域の認知症対策の担い手（相談者））
認知症ケアパスの作成

(2) 南相馬市の認知症高齢者の見守りについて

南相馬市の認知症の見守りが必要な人の状態について、委員間で共有し、どのような見守りが必要なのか協議した。

○見守りが必要な人とは？

	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">見守り対象者</div>				
軽度	→ 重度				
認知症の進行	認知症の疑い(MCI)	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助け・介護が必要	常に介護が必要
生活状況	一人暮らし可能		一人暮らしは困難になる		
専門職の関与	専門職の関わりは不要	専門職の関わりが必要になってくる	専門職の関わりが必要		

○目的: 軽度の段階から見守りをして 認知症の早期発見・早期支援につなぐ。

○見守る人: 近所の人、認知症サポーター、地域の人



地域の人々が認知症に関する正しい知識を持ち正しく理解し、見守る、支援が必要な時はつなぐことができるような地域を目指すために以下を実施する。

●方法: 認知症サポーター養成講座【継続】

⇒ 認知症キャラバンメイトも増やす取組【H29～】

●小高区の取組について

- ①小高地域包括支援センター、健康づくり課、長寿福祉課と話し合いをし、地域住民及び関係機関の人に対し「認知症の理解を深める」取り組みを実施する。(具体策: 認知症サポーター養成講座)【H29～】
- ②認知症サポーター養成講座のみで終わらず、ステップアップ講座など、系統立てた講座を計画し実施する。【H30～】

(3) 市民向け認知症講演会を開催する

～参加したくなる認知症講演会にするために～

- ・1年目: 対応 認知症の方への対応・病状・具体例について【H29】
- ・2年目: 見守り 住民ができること、気づきのポイントなど、実践を通じた内容について【H30】

* 1年目、2年目とつながる内容とする。

南相馬市認知症地域支援推進員について

認知症支援部会で協議をしておりました「認知症ケアパス」の作成について
認知症地域支援推進員活動として引継ぎましたので、経過を報告いたします。

認知症地域支援推進員とは

○位置づけ

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の中に位置づけられ、平成 30
年度までにすべての市町村に設置することになっています。

○主な役割

- ・認知症ケアパスの作成及び普及
- ・認知症の人を支援する関係者と連携調整
- ・認知症の人やその家族を支援する相談業務等

○南相馬市の設置状況

各地域包括支援センターに 1 人以上設置

※ 29 年度までに、各地域包括支援センター全てに設置予定

1 活動状況

(1) 認知症地域支援推進員会議

第 1 回 平成 29 年 7 月 27 日

内容：南相馬市の実施要綱について

地域支援推進員活動について（共有）

認知症に関する地域の課題について（話し合い）

- ・認知症初期の方（介護認定無し）が使えるサービスが少ない
- ・認知症の当事者の方が集まれる場があったら良い
- ・介護サービス以外の通いの場があると良い（介護者の負担軽減にもなる）

第 2 回 平成 29 年 8 月 29 日

内容：認知症部会で作成した社会資源シートの確認

他自治体の認知症ケアパスについて（共有）

南相馬市認知症ケアパスの構想について（話し合い）

- ・ H 29 年度 検討 ⇒ 平成 30 年度 発行（目標）
- ・ 認知症の状態に合わせたサービス一覧に加えて、認知症の基礎知識や
相談窓口なども掲載したい意見あり

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
1100 SOUTH EAST ASIAN AVENUE
CHICAGO, ILLINOIS 60607-7100
TEL: (773) 835-3100 FAX: (773) 835-3101

UNIVERSITY OF CHICAGO
LIBRARY

UNIVERSITY OF CHICAGO
LIBRARY

UNIVERSITY OF CHICAGO

UNIVERSITY OF CHICAGO